個人情報の保護に関する特記仕様書

受託者は、本業務を履行するため個人情報を取扱う場合は、以下の事項を遵守しなければならない。また、受託者は、業務の実施に当たり作成する作業計画書等において、個人情報の管理に関する事項を明記するものとする。

（基本的事項）

第１条　受託者は、個人情報（委託者が受託者に対し本業務の遂行のために預託した一切の情報のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）、又は個人識別符号が含まれる情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう 、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

２　受託者は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令及び監督官庁の告示・通達等を遵守する。

（個人情報管理責任者）

第２条　受託者は、個人情報の管理に関する責任者（個人情報管理責任者)、個人情報の管理を統括する部署（個人情報管理部署）及び本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う者を特定し、個人情報管理責任者及び個人情報管理部署を定めなければならない。

２　受託者の個人情報管理責任者は、受託者において個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報の適切な管理方法を定め、従業者に対する教育研修その他個人情報の適切な管理にかかる安全管理措置を講じなくてはならない。

（秘密の保持）

第３条　受託者は、個人情報を秘密として保持し、第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正管理）

第４条　受託者は、個人情報の記録媒体及びデータを施錠可能な場所に保管し、又は情報システム内で管理する。施錠可能な場所に保管する場合には、鍵の管理者を特定し、情報システム内で管理する場合には、特定された利用者の

みがアクセスできるようにパスワード等を設定する。個人情報を保管する媒体が電子媒体である場合は、外部からの不正アクセスの禁止、コンピュータウイルス感染防止対策等の安全確保措置を講じなければならない。

２　受託者は、本業務に伴う個人情報の取扱いについて、必要に応じて上記以外にも委託者の指示に従わなければならない。

３　受託者は、この契約に基づく安全管理措置の内容を、受託者の全ての従業者が、在職中、退職後を通じて遵守することを保証するものとする。

（目的外利用の禁止）

第５条　受託者は、本業務の目的の範囲を超えて個人情報を利用してはならない。

（複写等の制限）

第６条　受託者は、本業務の遂行上必要な場合を除き、個人情報を複製、送信、個人情報を保管している媒体の外部への送付又は持出し、その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

（再委託の制限・条件）

第７条　受託者は、委託者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本業務を第三者（再委託先が受託者の子会社である場合も含む。）に再委託してはならない。

２　受託者が本業務を第三者に再委託する場合は、受託者は、個人情報の適切な管理を行う能力を有する者を再委託先として選定し、再委託先との間で本特記仕様書と同等の内容について書面をもって合意を行い、その書面を委託者に提出しなければならない。

３　受託者が本業務を第三者に再委託する場合も、受託者は、本特記仕様書に基づき受託者が負担する義務を免れない。

４　第１項から前項までの規定は、再委託した業務をさらに委託する場合について準用する。

（消去及び媒体の返却）

第８条　受託者は、本業務が完了した場合、又は委託者の指示があった場合は、個人情報並びにその記録媒体及びデータを、直ちに、破棄若しくは消去し又は委託者に返却しなければならない。

（管理状況の確認）

第９条　委託者は、受託者における個人情報の管理状況に関して、随時、受託者に対して報告を求め、年１回以上、必要に応じて、受託者の事業所の立入検査を含む監査を行うことができる。

２　委託者は、報告又は監査の結果、必要と認める場合には、受託者に対し、個人情報の管理状況について改善を求めることができる。

（事故発生時の措置）

第10条　受託者は、個人情報の目的外利用や漏えい等の事故（以下「事故」という。）が発生した場合、直ちに委託者に事故の経緯を報告し、被害拡大防止のために必要な措置を講じなければならない。また、受託者は、直ちに原因の調査に着手し、速やかに原因及び再発防止策等の調査結果を報告しなければならない。

２　前項の発生の報告、必要な措置、調査及び調査結果の報告は、受託者の費用負担で行う。

３　受託者は、前二項に定めるほか、行政・警察等への報告・相談、被害者への対応、被害拡大防止措置その他委託者の指示に従った対応を行わなければならない。

４　受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合は、その損害を賠償する。なお、本業務委託契約書において損害賠償の範囲又は金額を限定する条項が定められているときも、当該条項は本項における損害賠償には適用されないものとする。

（解除）

第11条　受託者がこの契約書に違反し、委託者が受託者に対する催告後相当期間以内に是正されないときは、委託者は、本業務委託契約の全部又は一部を解除することができる。

２　前項の場合、受託者は、解除によって委託者が被った損害の一切を賠償する。